

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

【令和3年7月1日現在】

1. 事業所の概要

事業者名	地域包括支援センター むさしの
所在地	埼玉県富士見市大字南畑新田 16 番地 1
電話番号	049-255-6320
事業所指定番号	1102900022
管理者	勇美 祐子
サービス提供地域	第1圏域（東大久保、上南畑、下南畑、南畑新田、みどり野、勝瀬、ふじみ野東1～4丁目、渡戸1～3丁目、羽沢1～2丁目、ふじみ野西3丁目一部、鶴馬）

2. 職員体制

職種	職員数
管理者	1名（兼務）
主任介護支援専門員	1名
保健師等	1名
社会福祉士	1名
介護支援専門員	1名

3. サービス提供時間

月曜日から金曜日 午前9時から午後5時。

（土曜日及び日曜日、祝日、12月29日から1月3日はサービス提供はしていません。）

4. 事業の方針

- 「要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上悪化しないようにする」ために、地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援します。
- 利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取組みを生活の中に取り入れるとともに、「心身機能」「活動」「参加」の視点もふまえて、利用者自身が生きがいや役割をもって生活できよう支援します。
- 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者に提供される介護予防サービス等が、特定の種類または特定の介護予防サービス事業者に偏ることのないよう、公正中立に行います。

5. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容

① 介護予防ケアプランの作成

適正なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者自身が理解したうえで、目標達成に向けて取り組んでいけるよう検討し、介護予防ケアプランを作成します。

② 介護予防サービス事業者等との連絡調整

介護予防サービス事業者等と利用者又はその家族も含めたサービス担当者会議を開催し、共通認識を図るとともに、介護予防ケアプランに基づいた介護予防サービス等が円滑に提供されるよう介護予防サービス事業者への連絡調整を行います。

③ 介護予防サービス等の実施状況の把握及び介護予防ケアプランの評価

利用者の状況を利用者又は介護予防サービス事業者を確認し、介護予防サービス等の実施状況をサービス内容の適否も含めて把握すると、必要あれば計画を見直します。また、介護予防ケアプランの目標の達成状況について評価を行い、その経過や結果を介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録等の書面に記載します。

④ 給付管理

毎月初めに、利用者の前月における介護予防サービス等の利用実績を確認し、埼玉県国民健康保険団体連合会に請求します。

⑤ 介護予防サービス等に関する相談

利用者との面接によるモニタリング等において、介護予防サービス等の実施状況について確認するとともに、適宜相談支援します。

6. 費用

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの費用は、下表のとおりです。

(1 単位単価＝10.42 円)

	単位 (1 日)	備考
介護予防支援費	438 単位	
初回加算	300 単位	新規に利用を開始する月に加算されます。
原則的な介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)	431 単位	
初回のみ介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)	289 単位	初回加算は算定しません。
委託連携加算	300 単位	指定介護予防支援を指定居宅介護支援事

		業所に委託する場合（初回に限る）
交通費	実費	通常の事業の実施地域以外の地域にした訪問した場合、実費を請求させていただく場合があります。

介護保険料の滞納がない場合、自己負担はありません。（交通費除く。）

ただし、介護保険料を滞納されると、事業者が介護保険法に基づき、利用者にかわって利用料に相当する保険給付を受領（法定代理受領）できなくなる場合があります。この場合は、一旦上記の料金をお支払いいただきます。

その後、事業者より発行されるサービス提供証明書及び領収書を市役所高齢者福祉課の窓口へ提出することで、全額払い戻しを受けることができます。（利用者の介護保険料の滞納の額等によっては、全額払い戻されない場合があります。）

7. サービス等に関する苦情

当事業所の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するご相談・苦情及び介護予防ケアプランに基づき提供している各サービスについてのご相談・苦情は、次の窓口で承ります。

- 地域包括支援センターむさしの
電話番号 049-255-6320
- 富士見市役所 高齢者福祉課
電話番号 049-251-2711 内線 385・391
- 埼玉県国民健康保険団体連合会
電話番号 048-824-2568

8. 個人情報の保護

利用者のサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。また、利用者やその家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、厳重な管理を行い、処分の際にも漏洩を防止します。

ただし、サービスを提供する際に利用者や家族に関して知り得た情報については、サービス担当者会議等でサービスの利用調整を行う際に必要となります。このため、利用者及び家族の個人情報使用同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名押印いただきます。

9. 指定居宅介護支援事業者への委託

当事業所では、富士見市介護保険事業推進委員会において承認を受けた指定居宅介護支援事業者へ介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント（利用契約書第3条(第4号を除く)及び第4条)を委託する場合があります。この場合においても初回の介護予防ケアマ

ネジメント実施時には居宅介護支援事業者が立ち会うとともに、適宜関与します。また、指定介護支援事業者は、当事業所の運営方針及び個人情報の取扱いを遵守します。

委託先

事業所名

所在地

連絡先

管理者

10. 法人の概要

名称	ふじみ野福祉会
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	埼玉県富士見市大字南畑新田 16 番地 1
電話	049-255-6102
代表者名	理事長 吉原孝好
法人の沿革	平成 13 年 12 月 社会福祉法人設立認可 平成 15 年 4 月 事業開始
法人が所有する 事業・拠点	<p>(本部所在地内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームむさしの (定員 73 人) ・ショートステイむさしの (定員 11 人) ・デイサービスセンターむさしの (定員 30 人) ・ヘルパーステーションむさしの ・支援センターむさしの (居宅介護支援事業所) ・地域包括支援センターむさしの (介護予防支援事業所・高齢者あんしん相談センター) ・配食サービス事業 <p>(水子地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホームむさしの (定員 29 人) ・小規模多機能型居宅介護むさしの (登録 24 人) ・ショートステイむさしの (地域密着空床型) ・支援センターひだまりの庭むさしの (居宅介護支援事業所) ・地域包括支援センターひだまりの庭むさしの (介護予防支援事業所・高齢者あんしん相談センター)

令和 年 月 日

介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面及び契約書に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 所在地 富士見市大字南畑新田16番地1
名称 地域包括支援センターむさしの

説明者 印

私は、事業者から本書面及び契約書により重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

署名代行者 住所
氏名 印